

○議長 横尾 武志君

次に、11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、日本共産党の川上です。発言通告に従いまして一般質問を行います。

件名1、総務省の自治体戦略2040年構想について。自治体戦略2040年構想は、2040年には人口減少が著しくなり内政上の危機を迎えると結論づけ、そのための戦略を逆算的に構想するバックキャスト思考のもと、公務員を半減させるスマート自治体の実現に向けAI活用やアウトソーシング等、公共サービスを民営化・産業化させるものであります。しかしながら、行政の民営化は地方自治体としての責務や役割が壊されるため、一方的に国が決めた構想に突き進むのではなく、想定される将来をよりよくするために最大限の努力で地方自治を守るべきと考えます。

そこで次の点を伺います。まず第1点目に、自治体戦略2040構想を町はどう受け止めているのか。これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

自治体戦略2040構想を町はどう受け止めるかについてお答えいたします。

自治体戦略2040構想は総務大臣主催の自治体戦略2040構想研究会により報告され、公表されたものです。「人口減少化において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか」をテーマに、2018年4月に第1次報告、同年7月に第2次報告が行われています。第1次報告では、2040年頃までの個別分野の課題と2040年頃にかけて迫りくる我が国の内政上の危機とその対応、第2次報告では、新たな自治体の基本的考え方が提起されており、その内容は今後の地方自治体のあり方を抜本的に見直す内容と考えます。

これを受けて、2018年7月に第3次地方制度調査会が設置され、内閣総理大臣から「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し、顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックス、その他の必要な地方行政体制のあり方について調査審議を求める」との諮問がされ、2019年7月に中間報告が行われています。この審議を注視し、求められる方策について対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今、2040構想研究会のですね、内容と、安倍首相の第32次地方制度調査会の第1回総会での発言も述べられましたが、この安倍首相のですね、第1回総会での発言については、基本的には研究会報告の内容をですね、忠実に反映した諮問内容ということですね、今まで出された第1次、2次、そういった研究会の内容が地方制度調査会の中で、その方向で話し合いをされるということになっています。研究会の3名がですね、この地方調査委員として任命されているという点を見ましても、この研究会の方向が今後の地方制度調査会の自治体に出される方向に、答申になっていくということが考えられます。この中ではですね、やはりスマート自治体自体はやっぱり公共サービスを維持し、向上させるから必要であるという、そういった観点が立てられていますけど、こういったですね、スマート自治体に行くのは時代の流れで進んでいくでしょうが、やはり自治体としてはですね、住民の福祉の増進、地域の特性や自立性を尊重したまちづくり、こういったですね、基本を理念として、将来にわたって地方自治体としての責務や役割を果たしていくという、こういったことが必要だと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

川上議員の言われる御指摘のところがございますように、基本的な地方自治体の責務というのは当然果たしていかなければなりません。そのためには、マスタープランとか各種個別計画をつくって対応しておるといふふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

このですね、研究会の第2次答申の中ではですね、将来の人口予測、まあ2040年ですけど、これがですね、日本国内の全ての自治体がどのくらいの人口になるのかというのを予想しています。その中でですね、芦屋町については2040年には現在の、まあ基本が2015年ですけど、2015年に比べるとですね、50%半減するという、そういったふうに見ております。この50%半減している自治体というのは福岡県の中で見れば、川崎町とみやこ町でしたかね。3自治体ですね。2つしかありません。ちなみにですね、水巻町は30%減、遠賀町は20%減、岡垣町も20%減という、こういったふうですね、研究会は将来的な人口はこのようになるということを示してますけど、これについてですね、町としてはどのようにこれを受け止めるのか。それについて伺います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

この人口についてですが、自治体戦略2040構想の第1次報告の中で、2015年から2040年の芦屋町の人口が40%から50%減少すると推計をされておるところです。町としましては、28年3月に人口ビジョンを策定しております。この人口ビジョンの中では、2060年の芦屋町の人口の将来展望、これを1万216人としております。

現在、各種移住・定住施策を実施しておりますが、引き続き、芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める積極的な施策の展開などにより人口減少に歯どめをかけ、持続あるまちづくりを推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

まあ芦屋町はね、さっき言われたように、人口が減っていく中でもそれを食いとめ、活力ある町をつくろうということで、町の職員や町長を初めですね、頑張っておられるわけなんですけど。現在も安倍政権が進めている地方創生、まち・ひと・しごと創生総合戦略がやられているわけなんですけど、芦屋町もこれに手を挙げて芦屋港活性化基本計画、そういったものをですね、実現させていって、町の活性化や人口定着を図ろうというふうに努力してますけど、この地方創生法には、戦後初めて「人口減少に歯どめをかける」という、そういった目標が書いてあります。

ところが、この研究会の答申、また今後出される第32次地方制度調査会の内容としてはですね、そういったことが全然反映されなくて、半分になってしまう。5,000人台になってしまうというようなね、そういったことが書かれているわけなんですけど。政府としての統一性が本当にこう、ないのではないか、地方の町の活性化の努力を踏みにじるものではないか、こういったふうに感じるわけなんですけど。

町長に伺いますけど、町長はこういったふうに国が、芦屋町の人口が半減していくと見ているという、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

どのようにお考えでしょうかと聞かれても、しっかりですね、これはもう現実として直視しなくてはいけないと思っております。そのために、さまざまな定住化政策を打ち出しておるわけで

ございますが、なかなかですね、今、議員が言われたように、遠賀郡4町の比較を私もこの表を見させていただいて、芦屋が1番減少率が50%という大きな数字になっておるわけでございますが。

いつも私が、いろんなところでお話してるんですが、芦屋は有効面積というんですか、それがもう結局、県内60市町村のうちの59番目ですよということで、それはやっぱり航空自衛隊芦屋基地、それから一級河川で占められて、その中での結局、土地がそういう形でしかない。そして結局広い土地のあるところは、今、景気が少し、いいのか悪いのかわからなくなっておるわけでございますが。例えばですね、鞍手インターができました。やはり企業が出てきます。企業が出てくれば人がついてきます。それから今、この北部九州では豊前のほうがですね、やはり車の関係で工場が出てきております。まあまあ、もろもろいろんな形の中で関連企業も出てきます。芦屋の町の場合にはそういう状況ではない。じゃあ、そういう状況ではない町の中で、どうやって人に住んでいただくか、住みやすい町にするか、住んでいただくようにはどうしたらいいかという、我々行政の中でさまざまなやり方ですね、今、努力しておるわけでございますが、なかなか実を結ばないというところですね。同じような施策をどこもやるもんやからですね。そういう話はもう日常茶飯事で、いつも毎日のように人口問題は出るわけでございますが、それにめげず、とにかく前を見て、とにかくやれることはもう全てやるという気構えですね、このことに努力しておる次第でございます。議員もその点につきましては御理解を賜わっておると思いますので、議員の皆様方もさまざまな提案をですね、提言をいただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

まあね、町としては、そういった点では努力しているということですが、もともこの2040構想が出たというのは、平成の大合併が行われましたけど、この大合併が基本的には結果的に失敗だったということが明らかになってきました。先日の新聞報道でありましたが、合併した自治体と合併しなかった自治体を比べてみると、合併した自治体のほうが人口減少が大きく、合併しなかったところのほうが踏ん張っているという、そういったことが出されていまして。

そういった中でですね、国としてはこういった自治体消滅論にはですね、今度のこの発表、そしてまた、流れの中では定住自立圏構想とか連携中枢都市圏構想、こういったものを打ち出してですね、合併できなかった分をそれでカバーしようというふうにしています。こういったですね、構想が何をもたらしているかという、やはり消滅自治体ということをおどしにして、地方自治

令和元年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

の本旨をですね、全く踏みにじろうという考えです。今、私たちの自治体では、曲がりなりにも広域連合とか一部事務組合とか、そういった広域的なことを行うときには、そういったものをつくって、そして住民の代表である議員が出て、議会を形成して決定してるわけですけど、こういった定住自立圏とか連携中枢都市圏構想、これは議会なんかを通さずに自治体自体が決めてしまうという、そういったことですね、地方自治の本旨を踏みにじろうということが明らかです。こういった中でですね、きのうも出ました会計年度任用職員制度、これもやはり、この2040構想の一環の一つとして出されているわけです。

それでは2点目にですね、公務労働は職員の適正配置で対応すべきではないか、これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

職員の適正配置についてお答えいたします。

自治体戦略2040構想の第2次報告では、新たな自治体行政の基本的な考えとして、労働力、特に若年労働力の絶対量が不足することから、スマート自治体への転換が必要とされております。

具体的には4点あり、1点目は、経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要。2点目は、全ての自治体で、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体へ転換する必要。3点目は、標準化された共通基盤を用いた効率的なサービス提供体制にする。4点目は、自治体ごとの情報システムへの重複投資をやめる枠組みが必要で、円滑に統合できるように期限を区切って標準化・共通化を実施する必要がある。自治体の情報システムや申請様式の標準化・共通化を実効的に進めるためには、新たな法律が必要になるのではないかというふうに述べられております。

職員定数につきましては、各種施策の展開により従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮できる仕組みづくりが重要です。職員数を半減にすることが前提ではなく、自治体の事務、事業の性格、内容を踏まえた検討を行い、適正配置を行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

基本的にはAI化を進めてですね、職員を半減化していくというのが研究会の提言の中でもう

令和元年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

たっておりますし、何よりもこれを先取りしている東京都の足立区なんかでは、戸籍窓口業務とか企画立案すべき業務を丸投げしてですね、外部委託では労働局と法務局から是正を受けて、偽装請負ではないかという、そういったふうな指摘も受けるということですね、やはりこういった公務労働については、やっぱり外部委託することなくですね、職員の適正配置でやるべきだというふうに考えます。

3点目にですね、自治体の業務のA I化で住民サービスは向上すると考えるのか、この点について伺います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 池上 亮吉君

自治体業務のA I化による住民サービス向上について、お答えいたします。

件名2の先ほどの総務課長の答弁にもありましたが、スマート自治体への転換の施策の一つとして、全ての自治体でA I・ロボティクスが処理できる事務作業は、全てA I・ロボティクスによって自動処理するスマート自治体へ転換する必要があると述べられています。

このA I等の活用については、芦屋町としましても、ふくおか電子自治体共同運営協議会において県と共同研究を行っております。具体的にはA Iチャットボットによる総合案内サービスで、スマートフォンやパソコンからの住民の問い合わせにA Iが自動回答するものです。実際に横浜市では、ごみ問題への取り組みをPRするためにA Iチャットボットを導入し、分別方法に関する質問を解決しています。効果としては、人的なランニングコストの縮減や営業時間外でも疑問に答えられるということで、住民サービスの向上につながっています。2040年の20年先となりますと、さらなる技術革新により住民サービスの向上が期待されますが、導入に当たっては十分な検討が必要と考えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

スマート自治体やA Iの活用ではですね、情報の漏えいの問題なんかが、やっぱり住民は大変心配しているわけです。今日のニュースでもですね、データの流出問題とかが出てきましたけど、どんなすぐれた情報収集力のある、分析力のある機械でも、やはり最後はマンパワーであり、職員が判断を下すこととなります。住民サービスの向上とともに、職員の過重労働、時間外勤務の負担軽減などを踏まえたですね、A Iの導入が必要だと考えます。本来であればですね、スマート自治体によって職員が住民と接する機会、こういった時間がですね、でき、ふえ、住民サービ

スが向上し、暮らしがよくならなければいけないんですが、今やろうとしていることは、職員を減らし、労働密度が強化され、職員の仕事がAIの管理を中心となるようなですね、労働形態になる。こういったことになるのではないかと危惧しているものです。今回ですね、この質問を行ったのは、スマート自治体の推進、職員削減、そして著しい人口減少など、こういったことですね、国は自治体を締めつけていますが、こういったおどしにとらわれず、しっかりと芦屋町は芦屋町の独自性を生かした、そして住民自治、地方自治を守る立場で地方自治体の役割を果たしてまちづくりを行うという、こういったことが必要であるというふうに考えます。そういった点ですね、そういったところを留意して、今後進めていただきたいと思います。

次に2点目に、アスベスト対策についてです。アスベストは天然に生成した極めて細かい鉱物繊維で、熱・摩擦・薬品に強く、丈夫という特性があり、建築物の天井の吹きつけやボイラーなどの配管の断熱材、保温材など、建設材料として使用されてきました。昭和35年から使用は一般化しましたが、吸入により人体への悪影響を与えることから、昭和50年から段階的に規制され、現在は全面的に製造・使用が禁止されています。一般的に発じん性などの違いから、レベル1吹きつけ石綿、レベル2石綿含有保温材、レベル3石綿含有スレート波板と区分され、石綿は関係法令である建築基準法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物処理法、建設リサイクル法により規制が行われています。そこで、次の点を伺います。

まず第1点目に、芦屋町の小中学校、公共施設等におけるアスベストの調査と使用状況はどのようなものか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

総務省の調査依頼により、芦屋町が管理している公共施設の吹きつけアスベスト調査を平成17年度に実施いたしました。調査対象としましては、小中学校も含めた全施設の既存図面を確認し、目視できる壁面などの露出部に吹きつけ材が使用されている施設において、アスベスト調査を実施しております。アスベスト調査を実施した施設としましては、庁舎、町民会館、東公民館、中央病院、山鹿保育所、下水道の中ノ浜ポンプ場の計7施設でございます。

調査結果につきましては、厚生労働省の基準を超過した施設が2施設ございました。この2施設につきましては、既にアスベストの除去を完了しております。また、町民会館におきましては平成21年度の改修工事において、平成17年の調査において目視できなかった客席天井裏の鉄骨部に吹きつけアスベストが確認されたため、封じ込め工法により適正な処理を実施しております。また、さらに平成29年度に実施しました高浜団地の空家解体工事において、同年、環境省

令和元年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

からの通達に基づき、外壁の仕上げ塗材についてアスベストの含有調査を実施した結果、含有が確認されましたので石綿防止対策マニュアルにより適正な処理を行いました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

公共施設についてはですね、調査し、そしてアスベスト除去の対応処理をやっているということですが、それでは2点目のですね、民間建造物や個人住宅、集合住宅等のアスベストの調査はどうなっているのかについて伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

それでは、お答えいたします。

民間建築物におけるアスベスト調査におきましては、平成17年に国土交通省が昭和31年から平成元年に施工された民間建築物のうち、延べ面積1,000平米以上の建築物を対象に調査推進を行っており、その後も国と特定行政庁が連携協力し、1,000平米未満の建築物においても調査台帳の整備やアスベストの使用実態調査等を実施している状況です。また、芦屋町における民間建築物におきましては、特定行政庁である福岡県の管轄となります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

お手元にですね、資料があると思いますけど、これの中でですね、大気汚染防止法による規制ということで載っていますが、先ほど言ったようにですね、レベル1、レベル2は吹きつけ石綿とかですね、断熱材とか保温材とかそういったものですが、これについては規制対象になっていますが、レベル3のですね、その他の石綿含有建材については、これは一般的に言えば、倉庫とかに使っている波型スレートです。ほとんどの倉庫に使っている波型スレートというのはアスベストが入ってまして、それをセメントで固めているという、そういったものが今も使われています。ただ、これはセメントで固めているのでアスベストが飛散するということはないんですけど、ただ、これについてもですね、処理については、やはりアスベストですから、アスベスト特有の処理をしなければいけないという対象になっています。その下の、大気汚染防止法による規制（事前調査）の中にですね、真ん中付近に、特定粉じん排出等作業の都道府県・政令市への届け出と

令和元年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

ということで、こういったことですね、一般的な民間の住宅や建物については、県や政令市がそういったところで責任を負うということになっています。

それで今、問題になっているのはですね、1970年代から1990年代のアスベスト全盛の時代については、普通の戸建ての家についてはですね、アスベストやアスベスト含有建材が使用されていることが多いということで、特に個人住宅については屋根材・天井材・壁材・間仕切り材、それから床材・内装材・断熱材・耐火材としてアスベストが使用されています。部所としては屋根・天井・壁・床・風呂場・台所など、こういったところで使用されているということで、今こういったことですね、戸建て住宅もですね、年数がきて解体されてますが、こういったところについてもですね、アスベストがありながらアスベスト対策をしないで解体されているという状況です。特にですね、集合住宅のアパート、長屋ではですね、鉄骨づくりや準耐火建築物ではですね、アスベストが使われてる可能性が高いという状況になってます。こういったところをですね、ちゃんと大気汚染防止法による規制でですね、処理をしなければいけないと思いますけど、この点について町はですね、どういったふうに考えているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

まずは届け出でございますが、特定行政庁である福岡県に確認しましたところ、現在では延べ床面積300平米以上の建築物についてアスベスト調査台帳を整備しているということです。芦屋町におきましてもですね、特定行政庁が県であるということとしましても、町民の方々の安心・安全確保のため、いろんな情報を収集し、県とも連携をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

この間、議会の一般質問でもですね、芦屋町にもアスベストを使った、そういった建物があるので、どう対応をするのかということも言われてましたが、やはり、基本的には県がするわけでしょうが、しかし、その被害に遭うのは芦屋町の住民です。アスベストの被害はすぐに出るのではなくて、15年後、20年後、30年後に出るという、そういった状況なんですね。やはり飛散したりしたら周りの住民の方もそれを吸い、アスベスト被害に遭うということになります。

11月の9日にですね、福岡高裁で、建設現場でアスベストを吸い込み肺がんなどを発症したとして、建設労働者が国と建材メーカーに対して損害賠償を求める控訴審判決が出され、国とメ

令和元年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

一カーに対してですね、3億4,800万の支払いを命じたということで、やはりアスベストについてはですね、今やっぱり、そういった解体従事者と、やはり周辺住民の安全や健康を守るという点ではですね、大変、国としてもですね、注視している状況です。

それで3点目の、大気汚染防止法による特定建材の除去などの作業基準はどのようになっているのか、これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

それでは、お答えいたします。

環境省の石綿飛散防止対策マニュアルによりますと、解体工事の場合は除去することとなりますが、改修等の工事の場合は吹きつけ材の劣化・損傷状態に応じて、石綿障害予防規則第10条第1項により、除去、囲い込み、封じ込め等の措置を講じなければならないとあります。

そこで、御質問にあります除去の作業基準について御説明いたします。まず、作業レベル1といわれる吹きつけ材の除去作業を行う主な基準ですが、作業箇所の部屋全体をセキュリティーゾーンといわれる前室により隔離する。排気装置にて作業箇所の密閉、いわゆる負圧を確認する。除去部に対して粉じん飛散防止処理剤等により湿潤化を行う。梱包については十分な強度を有するプラスチック袋で2重梱包とし、セキュリティーゾーンへ搬出後、運搬する。作業レベル2といわれる保温材等の除去作業を行う主な基準でございますが、必要に応じて作業箇所を隔離・養生する。除去部位を粉じん飛散防止処理剤等により湿潤化する。除去物の排出方法は、廃棄袋に付着した石綿が可能な限り飛散しない方法を行う。最後になりますが、作業レベル3といわれる繊維強化セメント板等の除去作業を行う主な基準ですが、除去部位を粉じん飛散防止処理剤により湿潤化する。搬出については、石綿含有製品と外部から判別でき、他の搬出物と混在することがないようにする。

以上が作業基準となります。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

そういったですね、法律にのっとなってですね、対応するように決められてますので、本来的にはコンプライアンスを守ってですね、しなきゃいけないんですが、ただ、現行ではですね、ほとんどがアスベスト建材が含まれた建築物の解体には飛散防止対策が必要なため、通常解体工事より解体費用や時間が多くかかる。そのため、解体前の事前調査で十分な調査を行わず、アスベスト建材の含有を見逃したり、解体工事において適正なアスベスト飛散防止対策や作業員への暴

令和元年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

露防止措置がとられていない現状がまだまだ多くしているということで、とにかく事前調査についてもですね、時間がかかるので、ないということを前提にしてですね、解体するということが往々に出ているということです。

それでは4点目の、アスベスト含有検査の診断日数はどのぐらいかかるのか、これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

調査専門機関に確認しましたところ、採取する検体の数にもよりますが、解析に1週間、報告書作成に1週間の計2週間程度を要するということだそうです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

この検査にですね、やはり日にちもかかりですね、料金も相当かかるということで、もうこの検査をせずにですね、解体するということが横行しているという状況です。

資料のですね、2点目にですね、2枚目にアスベストアナライザーというのが写真であります。これはですね、重さが1.2キロ、持ち運びが容易であるということで、建材の部位をですね、ここに入れてすれば、計測時間が約10秒でですね、アスベストが含まれているか含まれていないかわかるということで、今、北九州市でもこれを導入してですね、検査にこれを使ってですね、立ち入り検査とかやって、アスベストがあればそれを指導するという、こういったことをやられています。今、一般住民のですね、戸建て住宅にもアスベストがあると言いましたが、こういった方々からアスベスト使用に対する調査依頼の要請があった場合、芦屋町ではどういうふうになるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

またこれも、特定行政庁の話にはなりますが、県に確認をいたしました。先ほど言いましたアスベストアナライザーにつきましては県が所有しているということで、基本的には災害時に使用します。また、民間の建物においても必要に応じて使用していくという回答を得ておりますので、

令和元年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

先ほど申しましたように芦屋町としても、特定行政庁と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

北九州は政令都市なので、自分のところでしなきゃいけないということで独自で持っていますが、お金も一定かかりますけど、そういったものがあればですね、今後のアスベスト対策には十分効果があると思います。芦屋町でもですね、そういったことが導入できればですね、やはり住民の安全、暮らしを守るために、やっぱり必要ではないかなというふうに思います。やはりですね、今後もやっぱり住民の命と健康を守るため、アスベスト対策に力を注ぐことを求めて、この質問を終わります。

続いてですね、中央病院の再編統合問題についてです。厚生労働省が9月26日、病床数を削減することを目的として、全国の公立・公的医療機関を対象に再編統合の必要性について再検証を行い、全国424の病院について「再編統合について特に議論が必要」とする分析をまとめ、病院名を公表しました。福岡県で13の病院が対象とされ、中間・遠賀地区では芦屋中央病院、中間市立病院、遠賀中間医師会おんが病院の3病院が対象となっています。今後、厚生労働省は地域の医療計画をつくる各都道府県に対し、地域内の他の病院などと協議しながら2020年9月末までに対処方針を求めるとともに、他の病院への統合や病床数の削減、診療機能の縮小などを2025年までに終わるように要請するとしています。また、国は都道府県につくらせた地域医療構想をてこに病床削減を狙っていますが、現在のスピードでは2025年の期限までに達成できないとして、もう1段階の対応が必要と問題視し、構想地区ごとの調整会議で、都道府県に対して公立・公的病院に統合再編などの再検討を要請、重点区域を設定し、統合再編の方向性などについて直接助言するといった対策を次々と打ち出しています。そこで次の点を伺います。

1点目に、厚生労働省は10月17日、九州・沖縄を対象とした最初の意見交換会を福岡市内で開きましたが、芦屋町は参加したのか。また、意見交換ではどのような意見が出されたのかについて伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

意見交換会には、芦屋町からは芦屋中央病院に派遣している町の職員が参加しております。また、病院代表として芦屋中央病院の院長が参加しております。

意見交換会で出された主な意見ですが、芦屋中央病院に確認したところによりますと、「病床削減のためではなく地域の現状を踏まえて議論してもらえばよいと言われ、検討会では真摯に議論を行ったが、その結果に対してこのような発表がされるのは残念である。国の考えとこちらの思いにギャップがあるのではないか。病床削減が目的なら最初から根拠となるものを提示すべきではなかったのか。」というような意見。また、「2017年6月一月分のみのデータをもとに判断されるのは納得できない。」という意見。「都会の病院ありきではないか。地方の田舎の病院は不利である。」という意見。「今回の発表で病院がなくなるのではないかと患者や職員が不安に思っている。また、地方の田舎の病院では、この発表が医師や医療職の採用に支障となっており死活問題である。今回の発表は地方には影響が大きいことを理解し、この結果により病床削減、病院の統廃合を強制するものではないということ、不安やマイナスイメージを払拭するメッセージをきちんと出してほしい。」という意見。「今後の検討について、資料の提供や今後の進め方もこの意見交換会の意見を参考にと言われているが、期限が来年の3月、最終は9月となっており、期限的に難しくスケジュールの変更等の考えはないのか。」というような意見があったとのこと。

これらの意見を受けて、厚生労働省からは「再編・統合という言葉が誤解され、メディアの表現に若干の誤解があり、統廃合と受けとめられている。メディア発表について唐突な形となったことを反省している。」との言葉が副大臣、審議官からありました。「どこか何かで線引きする必要があり、今回の結果となった。これだけをもとに国が強制的に、公表された全ての病院において統廃合を推進することではない。それぞれの地域の実情を踏まえた議論を行ってもらえばよい。」という話があったということです。その上で今後、人口減少や高齢化が進む中、医療ニーズに合わせて診療体制を見直す必要があると改めて強調し、来年9月までに各地で議論を進めるよう求められたということです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

この、唐突に424のですね、病院の名前が出されたことについては、やはり福岡の会場でもですね、相当、自治体としては納得できないというようなことでしょうか、全国的に見てもですね、「地域の実情を無視した機械的なデータの出し方だ。撤回を求める。」、「病床削減すれば、住民にとって医療サービスが落ちることになる。」、「人口減少に対応するというが、既に子育て世代が住まなくなっている。地方創生に相反するやり方だ。」、「若い医師が名前が出た病院で働きたいと思うか。医師確保の頑張りを踏みにじっている。」、「病床削減すれば、住民にとって医

療サービスが落ちる。」など、多くですね、不満の声が上がっています。関東甲信越の会場ではですね、長野県の佐久総合病院の院長から「地方の病院は民間病院では採算がとれない医療を提供して、住民たちの暮らしを必死で守っている。今回の公表はそうした病院に統廃合を迫るもので『地方に人が住む必要はない』と言っているように聞こえる。」と話しています。

福岡県でもですね、13の病院の名前が挙がってますけど、この中にですね、新宮町の福岡県こども療育センターも挙がっています。ここは、手足の筋肉が動かしづらいなど体に機能障害のある子供たちの治療や運動訓練を行っているほか、脳性麻痺の子供たちの整形外科手術などを行っており、がんや脳卒中などの実績がないというところです。「県内からも全域から利用があり、1日30人の子供たちが利用している。急な発表でいらない混乱を招き、保護者や医師からは戸惑いや不安の声が上がっている。」というふうに話しています。基準がですね、こういった、がんの治療をやっているのかとか、手術はしているのかとか、そういったところを基準にして判断しているので、そういったことをやらない特殊な病院については統廃合の対象になるということで、一方的に挙げられているという状況です。

それでは2点目のですね、中央病院はこの病院名公表をどういうふうに考えているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

芦屋中央病院に確認した内容をお答えいたします。

国は平成26年、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向けて、医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築する目標を定めています。医療介護総合確保推進法の制定により、地域包括ケアシステムを構築する目標達成のための取り組みの一つとして地域医療構想があります。

地域医療構想は平成28年度に各都道府県が策定済みであり、その内容は、2025年に向け病床の機能分化、連携を進めるために、二次保健医療圏ごとに医療需要と病床の必要量を推計し定めたものであり、この医療供給体制を実現するために、二次保健医療圏ごとに開催される地域医療構想調整会議で議論・調整が進められています。しかしながら、現在取り組まれている地域医療構想調整会議での議論・調整が、福岡県以外で国の想定より進展していなかった地域があったため、その議論・調整を活性化する目的で今回の厚生労働省からの発表となったようです。

芦屋中央病院としては、関係者に十分な説明もなく、唐突な発表の仕方については納得できませんでした。国の地域医療構想に関するワーキンググループで議論をされていることを承知していたこと、今回、公表のもととなった調査は2年前のもので、かつ、その内容が地域の医療情勢

令和元年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

を無視した画一的な指標で判断されたものであり、多くは地方の小規模な公立病院が対象となっております。公表が唐突で、公表された病院の中に芦屋中央病院が含まれていたことについては若干の驚きはありましたが、病院としての対策として、職員に経緯を説明するとともに、患者及び家族への対応を伝達しました。また、このことをごらんになられた方々には心配と不安を与えたものと思われまます。芦屋中央病院では、以前から地域における医療環境を踏まえ、地域における芦屋中央病院の役割は何なのかを考え、その医療機能を転換してきました。その流れが国が示す地域包括ケアシステムの構想に沿ったものだと確信しております。現在、新築移転して1年半が経過しましたが、2年前の調査時点とは違った医療機能に転換し、将来に向けて急性期機能の一般病床と慢性期機能の療養病床に、回復期機能の地域包括ケア病床を導入した病床機能への転換を行ってきました。このことにつきましては遠賀中間医師会からも理解を得られ、北九州保健医療圏の地域医療構想調整会議でも報告し、特に指摘もなく了承を得られているものと考えております。今後も地域医療構想調整会議において、芦屋中央病院の医療機能が地域においてその役割を果たし、必要であることを訴え続け、町民や周辺の方々に十分な医療が提供できるよう努めていきたいと考えています。以上が、今回の病院名公表についての芦屋中央病院の考え方となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

病院もですね、やっぱりこの唐突な発表についてはですね、納得がいかないというのもありますし、働いている方、そして患者さん、こういった中にもですね、動揺が広がってですね、いるということも聞いています。また、多くの名前を挙げられた病院はですね、看護師や医者を引き抜き、そういったものも横行しているということですね、大変な混乱が起こっている状況です。こういったことについてですね、政府の現職の閣僚の中からも批判が出ています。江藤農林水産大臣はJA厚生連病院を管轄しており、この発表について「大変唐突な話だ。こういう発表の仕方をされると非常に迷惑だ。」と批判して、自身の出身の宮崎で五ヶ瀬の町立病院が対象に挙がっており、「地域の方々にハレーション(周辺に悪影響を与える)が起こっている。厚生労働省は『議論のたたき台』と言っているが、徹底的に抵抗しなければいけない。」ということを表明しています。また、リスト公表に対してはですね、全国知事会、全国市長会、全国町村会は連名で「地域の個別実情を踏まえず全国一律の基準による分析のみで病院名を公表したことは、国民の命と健康を守る最後の砦である自治体病院が機械的に再編統合されることにつながりかねず、極めて遺憾」と抗議の声を上げています。

芦屋中央病院はですね、できたばかりで内容的にもいいということでしょうが、やはりこの424の病院はですね、民間ではできない医療を担っている公立・公的な病院です。これらの病院は民間ではできない政策・不採算医療を担っており、だからこそ国が支援し、地域医療を守るためにつくられた病院です。どの病院であれ、病院がなくなれば住民は生活できなくなり、地域社会の崩壊につながります。統廃合リストは医療費抑制を狙い、各病院の役割も実情も無視した基準で機械的に出したものであり、地域医療の崩壊です。これは撤回以外にはありません。病院がなくなる不安が広がり、就職を見直す人もまた出ている。やっぱりこういった住民のですね、意見も、医療労働者の意見も聞かないやり方というのは許せません。

そういった点でですね、質問の第3点目、町は県に対して、病院名公表を撤回し、病床削減ありきの公立病院再編統合の押しつけをやめることを国へ強く要望するよう求めるべきではないか、これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この再編に対しての病院名をマスコミに公表したということは、非常に、一言で言えばですね、これはもう厚生労働省の完全なフライングであってですね、もう全国上げて、東京に私は行く機会がいろんな形で多いわけです。もう全てがその声であるわけでありまして。国が地域医療という形の中で構想している、構想があってですね、地域包括ケアシステムという形を推し進めておる。そして持ってきて、病院の再編統合も相反するような、わけわからんようなことをですね、誰が聞いてもわからないですが。で、中央病院の櫻井院長もこの新聞が出て、すぐ朝、私のほうに電話がありまして、「今からすぐ説明に行きたい。」というふうに。「いや、もう来なくていいですよ。もうあり得ない。」と。というのは、まあまあ、いろんな細かいことはあるんですが、なぜあり得ないかと。1年前につくった病院をですね、再編せえなんていうことは普通の頭で考えても常識に反する。「そやけ、もうそういうことはないから、院長、しっかり自分の足元見て仕事してください。」ということで、電話でもうお話しただけでありまして。議員に御心配いろいろかけておるわけですが、よく最近、国の官僚はですね、こんなことが多いんですね。フライングするのがですね。それでマスコミ、それから週刊誌が面白がってから、いろいろ、やっとな、こう、ちょっとここ最近、少しおかしな状態になつとるわけですが。

それにしても議員から、強く要請するべきではないかということですが、もうこのことはですね、さっき言ったように全国各地、皆、周知しているわけでありまして。福岡県、まずは医師会ですよね。県の医師会、北九州医師会、遠賀中間医師会、これももう会長さんたちが非常に激怒されておるということでですね、また新たに、地域医療確保に関する国と地方の協議の

令和元年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

場が設置されまして、地域医療構想の取り組みの推進が地域の実情を踏まえたものとなるよう協議が行われていると。抗議をやりますということで。私としましては、これは全然問題視してないんですけど、大切な中央病院を守るといのは我々の使命であると思いますので、必要な医療をですね、住民に提供できるよう、北九州保健医療圏における地域医療構想調整会議で、芦屋中央病院の果たす役割、必要性を十分理解していただくことが、まずは最優先であろうと思っておりますので、私のほうから病院名公表の撤回について国に要望するということはですね、ちょっと土俵が違うとか、こんなことせんでいいんやないかなということ。全ての医師会だとかですね、そういう関係団体は、もう全て、これが間違っておるといことは認知しておりますので、今の時点ではそういうような行動をとるといことは考えておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

北海道はですね、北海道の1つの自治体で54の公立・公的病院の統廃合というのが出てまして、北海道の町村会の役員等はですね、やっぱり厚生労働省、総務省に対して、再編・統廃合を押しつけることがないようにという要望書をね、出しているということもありますので。特に、この遠賀郡圏ではですね、中間市、それから遠賀町、それから芦屋町の3つの病院が出てますので、3首長もですね、いろんな交流もあると思いますので、ぜひですね、3首長名で国に対して、やっぱりこういった公表については撤回しろという、そういったことを求めてもらいたいと思いますが、先ほどの答弁にもそのような内容がありましたが、これについて再度伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員のほうから、1市4町でですね、ということなんです、その1市4町の中に1つあるところが、該当するところがあるんですね。そうやろうなど。ほかのところは、もう全然ないんですけど。まあ、そういうところがあって、1カ所だけそこの行政がある中で、それを撤回というのもですね。この前、そこの該当首長といろいろ話したんですけど、「うちは、なるよね。」というような、御本人も認識してますんですね。そこはもう、いいんではないかと。

ただですね、今後ですよ、今後、このマスコミのその報道撤回というのはですね、また今後の事態はですね、油断せず見守らなければならないし、それは今度は逆に、1市4町とやるとなるときは、地域医療をどうやってやるのかというような形の推進とかですね、そういう前向きの陳情をやっていきたいと思いますので、その辺また御理解賜わりたいと思います。

令和元年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

時間ですので。以上で、川上議員の一般質問は終わりました。